

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 高齢者の生活支援の推進
-----	---------------

施策主管課	高齢福祉課	総合計画記載頁	87ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	2 高齢期の生活を充実する	政策の達成目標 (基本施策目標)	高齢者が、自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、また、介護が必要になっても尊厳を保持しながら、安心して自立した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	---------------	---------------------	---

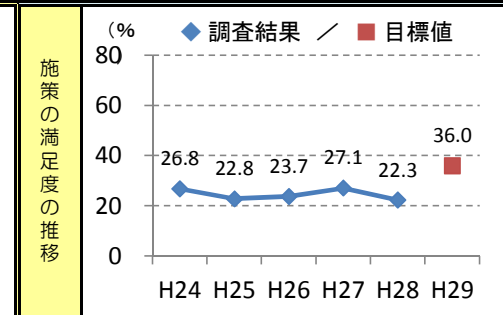
2 施策の取組状況

施策目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っています。
------	--------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	介護認定を受けていない高齢者の割合(%)	単年度目標値	85.3	85.5	85.7	85.9	86.1			86.3	A	指標2	施策の満足度(%)	調査結果	26.8%	22.8%	23.7%		27.1%
現状値			85.1%	実績値	84.9	84.9	84.7	84.7	84.6	目標値(H29)	36.0%				前年度からの増減	-4.0pt	0.9pt	3.4pt	-4.8pt	
目標値(H29)			86.3%	単年度の達成度	99.5%	99.3%	98.8%	98.6%	98.3%											
① 施策指標	要介護認定を受けていない高齢者の割合(%)	単年度目標値	/						B	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)	指標名(単位)		H24 (H23.3.31 現在)	H25 (H24.3.31 現在)	H26 (H25.3.31 現在)	H27 (H26.3.31 現在)	H28 (H27.3.31 現在)	H29	B	
		現状値	実績値	/							中核市平均	81.9	81.4	81.1	81.1	81.1	/			
		目標値(H29)	単年度の達成度	/							実績値	84.9	84.6	84.5	84.5	84.4				
	中核市等との水準比較	単年度目標値	/						中核市での本市の順位		7位/41市中	6位/41市中	6位/42市中	6位/43市中	6位/45市中	/				
		現状値	実績値	/							中核市平均	/								
		目標値(H29)	単年度の達成度	/							実績値	/								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方	① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
	総合評価	順調: (A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	・ 国においては、2025年(平成37年)を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行する「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成29年度までに、全国の市町村で実施することとした。	市民満足度	介護予防事業や認知症周知啓発事業等を実施し、事業の利用者からは高い評価を得ているが、事業について分からないという回答者も多く、市民満足度は前年度と同水準で推移している。今後とも、引き続き、取組に対する周知に努めていく必要がある。	総合評価	83点
施策指標	・ 介護予防事業を着実に推進してきたことなどにより、平成28年度においては、前年同様の割合を維持した状況となっており、概ね目標値を達成している。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H27事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	一次予防事業	○★	高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者	・介護予防教室の開催 ・自主グループの支援	計画どおり	36,336	H18		介護予防の普及・啓発に取り組むほか、介護予防活動を行うグループの立ち上げ支援や効果的な活動の継続に向けた支援に取り組む。 (平成29年4月1日から総合事業における一般介護予防事業として実施)
2	二次予防事業	○★	高齢者の健康づくりの充実	介護が必要となるおそれがある65歳以上の高齢者	・二次予防事業対象者の把握 ・通所型介護予防事業の開催	計画どおり	39,454	H18		平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として実施する。
3	地域包括支援センター運営事業	○★	高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築	計画どおり	538,989	H18		地域ケア会議を充実し、地域のネットワーク強化を図るとともに、地域包括支援センターの運営に係る評価を行いながら、地域包括支援センターの機能強化に取り組む。
4	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステム		地域の見守りと支援体制の充実	65歳以上のひとり暮らし高齢者等	・地域による見守り ・地域包括支援センターによる安否確認	計画どおり	3,053	H15		民生委員などと連携し、見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の適切な把握に努め、対象者に対しては、地域包括支援センターをはじめとする重層的な見守りに取り組むため、地域ケア会議において見守り体制等について検討していく。
5	成年後見制度(高齢者)		高齢者の権利擁護事業の推進	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	・成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	50	H14		パンフレットなどによる制度の周知・理解促進を図るとともに、適切に市長申立を行うほか、市社会福祉協議会が取り組む法人後見についても支援していく。(障がい福祉課、保健予防課、宇都宮市社会福祉協議会との連携)
6	高齢者虐待防止事業		在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	計画どおり	0	H18		虐待・DV連携対策会議などを活用し、高齢者虐待を防止するための周知・啓発に取り組むとともに、虐待を受けているおそれのある高齢者の情報を把握した場合には、迅速な支援を行っていく。
7	生きがい対応型デイサービス運営事業		家に閉じこもりがちな高齢者の介護予防	概ね65歳以上の介護保険の認定を受けていない、家に閉じこもりがちな高齢者	・専用施設等における身体機能の維持、認知症の予防、食生活の改善に繋がるサービスの提供	計画どおり	69,909	H12		平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業において、同様の通所サービスを提供していることから、平成28年度をもって事業を廃止した。
8	高齢者等ホームサポート事業		高齢者等の在宅における自立支援	生活保護・所得税非課税世帯で、介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者、障がい者及びこれに準ずる者	・シルバー人材センターが行う軽易な日常生活支援を通常の1割の料金で提供	計画どおり	14,231	H14		高齢者が住みなれた地域において、在宅でできるだけ自立した生活を維持していけるよう、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、支援が必要な高齢者に対してサービスを提供していく。
9	高齢者無料入浴券交付事業		高齢者の保健衛生と健康保持	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	・無料入浴券の交付(年間最高60枚)	計画どおり	1,468	S50		高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。
10	福祉入浴援助事業補助		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	・福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画どおり	1,080	H9		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。
11	緊急通報システム		高齢者の緊急時の対応と通常時の健康相談等の提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者	・緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画どおり	22,945	H元		平成25年度から拡充した携帯端末や緊急時の駆けつけサービス等事業内容について、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図り、市民への周知や事業の定着に努めながら、必要な高齢者にサービスを提供していく。
12	日常生活用具給付貸与事業		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	・日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、シルバーカー、補聴器)の給付・貸与	計画どおり	1,261	S47		高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、引き続き地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。
13	はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	・年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画どおり	53,375	H2		高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、事業者との連携を図りながら、事業の周知・啓発に努めていく。
14	高齢者住宅改造補助		高齢者の多様な住まいの支援	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	・高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画どおり	20,622	H6		介護保険サービス(住宅改修費支給)との連携を図りながら、低所得の高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう、必要な高齢者にサービスを提供していく。
15	介護慰労金支給事業		介護者への支援	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	・介護慰労金(年額12万円)の給付	計画どおり	961	H12		介護を必要とする高齢者を在宅で日常的に介護している家族等の身体的・精神的負担を軽減するため、引き続き、国の要綱に沿った事業実施と事業周知に努めていく。

16	老人福祉電話の設置		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上のひとり暮らしで自宅に電話のない高齢者(所得制限有)	・市による設置費用、基本料金、月額500円までの通話料金の負担	計画どおり	30	S49		他の類似事業(老人用電話貸与事業や緊急通報システム事業)との整理・統合を進め、事業廃止を検討する。
17	高齢者用住宅生活援助員派遣事業		高齢者の多様な住まいの支援	独立して生活が不安な60歳以上の高齢者	・高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画どおり	17,166	H9		高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認や緊急時の支援を行っていく。
18	訪問指導事業		高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者に準じる者のうち、介護予防の観点から訪問指導の必要がある者	・家庭訪問による健康の維持・改善のための保健指導の実施	計画どおり	181	S59		平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として実施する。
19	食の自立支援事業(配食サービス)		高齢者の食生活の改善	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	・配食サービスを通じた食生活の改善	計画どおり	22,804	H12		高齢者の食生活の改善を図るため、事前アセスメントを十分行った上で、訪問介護や通所介護などのサービス等と配食サービスを組み合わせた食の自立支援事業に取り組んでいく。(平成29年4月1日から、要支援1・2認定者、基本チェックリスト基準該当者は、総合事業で実施)
20	高齢者短期宿泊事業		短期宿泊による在宅生活の支援	一時的に家族の援護を受けることが困難な65歳以上の要支援・介護認定を受けていない高齢者	・短期宿泊による在宅生活の支援	計画どおり	1,291	H12		一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等に対し、生活の場を確保し、地域包括支援センターや民生委員と連携を図りながら、引き続き、支援に取り組んでいく。
21	軽費老人ホーム利用料補助金		高齢者の多様な住まいの支援	軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置・運営する社会福祉法人	・軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図るため利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	計画どおり	208,705	H8		高齢者等が、安心して自立した生活ができる居住を確保するうえで必要な支援策であることから、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。
22	認知症高齢者等対策の充実	○★	・認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進 ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	市民(認知症の本人・介護者)	・認知症サポーター養成講座の開催等による周知・啓発 ・「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けた検討	計画どおり	9,668	H20		認知症サポーターの養成や「みんなで考える認知症月間」等に取り組むことにより、引き続き、認知症の正しい知識や理解の普及を図るほか、国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」において設置が位置付けられた「認知症初期集中支援チーム」について、認知症疾患医療センターと連携しながら検討を進める。
23	紙おむつ購入費支給事業	○★	・介護サービスの充実 ・介護サービス利用者の負担の軽減	在宅で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ利用者	・利用者の申請に基づき、5,500円/月を限度に紙おむつ購入費の9割または8割を支給 ・支給方法…紙おむつ宅配(受領委任払い)及び償還払い	計画どおり	140,849	H12		平成28年度から支給方法に追加した宅配方式(受領委任払い)について、広報紙等により更なる事業周知を図る。また、居宅における利用者負担の軽減のため、償還払いについても、引き続き周知を図る。
24	低所得者利用者負担対策事業(扶助費)	○	介護サービス利用者の負担の軽減	介護保険サービスの利用者負担軽減制度を適用する社会福祉法人	社会福祉法人利用者負担軽減額の一部助成	計画どおり	1,464	H12		低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、関係課と連携を図りながら、事業の周知や対象者の認定等を行うとともに、全ての社会福祉法人において事業が適用されるよう働きかけていく。
25	老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金	○	介護を担う人材の支援	老人福祉施設を設置・運営する社会福祉法人等	・老人福祉施設における代替職員の雇用費を助成	計画どおり	0	H8		市が定める「児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金交付要綱」に基づき実施する事業であり、老人福祉施設における適正なサービスを維持するために必要な支援策であることから、引き続き、事業を実施していく。
26	はいかい高齢者等家族支援事業補助金	○	介護者への支援	はいかい高齢者等の介護者	・はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	計画どおり	93	H13		認知症高齢者を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るため、引き続き、制度の周知に努めながら事業を実施していく。
27	老人福祉施設整備費等補助金		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設等の整備を行う法人	・施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	307,200	H8		引き続き、老人福祉施設を整備する事業者へ整備費用等の一部を助成することにより、老人福祉施設の基盤整備の促進を図っていく。
28	老人福祉施設小規模整備費補助金		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設を運営する社会福祉法人	・福祉施設の小規模整備費等の一部助成	計画どおり	0	H8		国庫補助の対象とならない小額の施設整備について補助する制度であり、施設の老朽化が進行していることから、施設環境の向上を図るため、事業を継続していく。
29	介護施設整備費等補助金		地域密着型サービス事業所の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所の整備を行う法人	・施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	199,200	H19	独自性	引き続き、介護事業者へ整備費用の一部を助成することにより、介護保険サービス中の地域密着型サービスを提供する事業所の整備促進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、介護予防などによる健康寿命の延伸に向けた取組の充実が求められている。 ◆高齢者人口が増加し、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発やケア体制の充実、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度の周知・利用に向けた支援が求められている。 ◆高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるなか、介護を必要とする高齢者等に必要なサービスを提供できるよう、介護サービス提供基盤の整備を促進する必要がある。 	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防の充実を図るとともに、認知症などの介護を必要とする高齢者を地域で支える医療・介護の連携体制の充実に取り組む。</p> <p>〈主要事業〉 ◆高齢者の健康づくりの充実 高齢者が、地域で自主的かつ継続した介護予防活動に取り組めるよう、引き続き、「高齢者等地域活動支援ポイント事業」を活用するなど、自主グループの育成・支援に取り組むほか、介護予防教室や介護予防に関する講演会などの開催を通して、広く介護予防に対する周知・啓発に努める。</p> <p>◆認知症高齢者等対策の充実 認知症の本人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「宇都宮市みんなで考える認知症月間事業」や「認知症サポーター養成講座」などにより、認知症に関する正しい知識や成年後見制度の周知・啓発に取り組むとともに、国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」において、市町村での設置が位置付けられた「認知症初期集中支援チーム」について、認知症疾患医療センターと連携しながら本市設置に向けた検討を進める。</p> <p>◆介護保険事業の充実 高齢者本人やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護サービス提供基盤の整備促進を図るとともに、2025年(平成37年)の地域包括ケアシステム構築に向け、地域での介護予防の取組や住民主体の活動を支援しながら、高齢者の状況に応じた多様で柔軟なサービスを提供することができるよう、平成29年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組む。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>